

令和六年二月六日受領
答弁第四号

内閣衆質二二三第四号

令和六年二月六日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員原口一博君提出買春規制の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員原口一博君提出買春規制の在り方に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗を乱すものであることに鑑み、売春を助長する行為等を処罰することによって、売春の防止を図ることを目的とするものであることから、御指摘の「罰則」は規定されていないところ、十八歳以上の者による売春について、その相手方となる行為を処罰の対象とすることについては、その必要性の有無及び程度や、国民の権利との関係など、様々な観点からの慎重な検討が必要であると考えている。